

鴨川上流域の状況について

1 鴨川環境保全区域の目的等

鴨川等の清流を守るため、鴨川等の区域に土石等の流入を防止する必要があるときは、鴨川等の区域に隣接する一定の区域を鴨川環境保全区域として指定できる。

区域内において、土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為又は 工作物の新築又は改築をしようとする者は、知事の許可が必要。

2 鴨川環境保全区域の指定状況

鴨川起点～鞍馬川合流点

河川区域の隣接地における行為規制について、治水上の観点から河川保全区域があるが当該区間は指定されていない。そこで、鴨川上流域の河川環境を保全するため鴨川環境保全区域に指定したものの。

3 鴨川環境保全区域内行為

許可件数 2件（行為完了）

4 支川の状況

	河川保全区域指定	
	区 間	幅
鞍馬川	全 川	18m
静原川	指定なし	
貴船川	指定なし	

昭和10年8月6日告示

5 他法令の適用

法 令	規 制 内 容
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 (宅地造成に関する工事について許可が必要)
都市計画法	市街化調整区域 (市街化を抑制すべき区域)

森林法	地域森林計画の民有林 (1haを超える開発行為について許可が必要)
京都府豊かな緑を守る条例	開発計画の協議 (1000m ² を超える開発行為について協議が必要)
京都市自然風景保全条例	自然風景保全地区 (現状変更行為等について許可が必要)
京都市風致地区条例	風致地区 (宅地の造成、土地の開墾等について許可が必要)
砂防法	砂防指定地 (工作物の新築、掘削、盛土等の行為を制限)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理施設、焼却 (野焼等の禁止、処理施設設置について許可が必要)

6 指導状況

(1) 巡視頻度 月2回

(2) 指導状況等

鴨川環境保全区域全域について巡視を実施。特に許可施設及び既存施設等について注視している。

盛土等の行為について確認した場合は、行為者からヒアリングを実施、条例の許可行為に該当すると確認された場合は指導を行うこととしている。

土砂の仮置き等においても、月2回の巡視において注視しており、恒常的な行為と判断される場合は、許可対象行為として指導する。

鴨川条例に係る違反行為はない。

他法令による規制もあり、京都市の指導に同席したり、行為が確認された場合は相互に情報提供を行っている。